

社会医療法人等の収入要件の見直し

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、オープン病院事業法人、福祉病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会(以下「社会医療法人等」という)は、税制上の優遇措置を受けることから公的な運営を担保する要件が課されている。この要件のうち、「全収入金額に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」とする要件(以下「収入要件」という)について、医療機関が医療政策上必要な補助金等を受け取る場合に、要件充足に影響を及ぼさず、医療法人の運営を継続できるように、必要な見直しを行う。

2.内容

収入要件について、下記2点改正する。

- ① 分子の社会保険診療報酬等に係る収入金額に補助金等に係る収入金額を加える。
- ② 分母の全収入金額を医療保健業務による収入金額とする。

3.適用時期

大綱に記載なし。

4.実務のポイント

医療保健業務の詳細な内容については、今後関係法令で明らかになるため、注視が必要となる。

1. 改正の内容

(1) 対象法人

現在社会医療法人等である法人と、今後社会医療法人等への移行を検討する法人が、今回の改正対象となる。

【医療法人数】

医療法人類型		社団医療法人	財団医療法人	小計	計
持分のある医療法人		36,393	0	36,393	36,393
持分のない医療法人	社会医療法人	324	37	361	22,509
	特定医療法人	266	47	313	
	抛出型医療法人	21,525	310	21,835	
		58,508	394	58,902	58,902

(厚生労働省:「医療法人数の推移2024.3.31」より作成)

(2) 収入要件

社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80/100(オープン事業法人は60/100)を超えることとする収入要件について、次の改正が行われる。

① 社会保険診療等に係る収入金額

社会医療法人等が国、自治体等から補助金を受け取る場合に、補助金の多寡が要件充足に影響を与えないように、「社会保険診療等に係る収入金額」(分子)に「補助金等に係る収入金額」を加えることとする。

1. 改正の内容

②全収入金額

社会医療法人等が行う医療保健業務の非営利性を確保する観点から、「全収入金額(事業収益の額)」(分母)を「医療保健業務による収入金額(補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。)」とする。

	要件
改正前	(分子) 社会保険診療 + 健康診査 + 予防接種 + 助産 + 介護サービス + 障害福祉サービス ----- > 80 / 100 (分母) 全収入金額
改正後	(分子) 社会保険診療 + 健康診査 + 予防接種 + 助産 + 介護サービス + 障害福祉サービス + 補助金等(※1) に係る収入金額 ----- > 80 / 100 (分母) 医療保健業務(※2)による収入金額

(※1) 国又は地方公共団体から交付される補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除くものとし、国等に代わってその交付に係る事務を行う者から交付されるものを含む)に係る収入金額及び国又は地方公共団体からの委託(国等に代わってその委託に係る事務を行う者からからの委託を含む)を受けて行う事業に係る収入金額であって、医療保健業務に係るものをいう。

(※2) 各法人の本来業務及び附帯業務(医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービスに係る業務に限る)をいう。

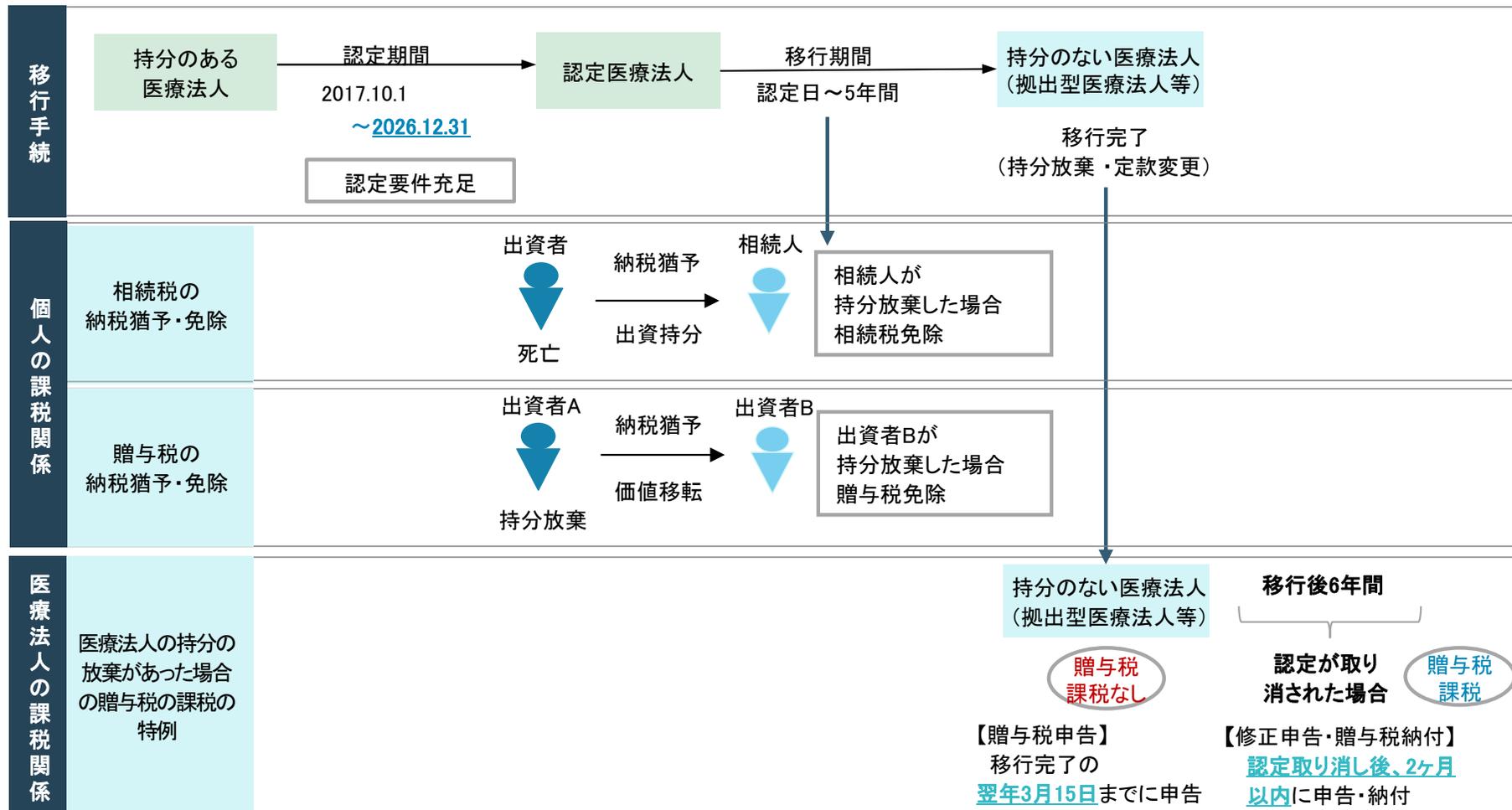
③改正の影響

分子に医療保健業務に係る補助金、国等の委託事務料が含まれ、分母から医療保健業務以外の収入が除かれることから、算定上社会医療法人等に有利な改正になる。

2. 参考(認定医療法人制度)

(1) 認定医療法人制度概要

認定医療法人とは、持分のある医療法人のうち持分のない医療法人への移行を決定し、移行計画について厚生労働大臣の認定を受けた法人をいい、移行計画の認定期限は2026(令和8)年12月31日までとなっている。なお、認定医療法人制度の延長については、今後注視が必要となる。



2. 参考(認定医療法人制度)

(2) 認定要件

認定医療法人の認定要件(下表①～⑪)のうち、④収入要件が改正されます。

	項目	内容
簡易要件	①移行計画を社員総会で議決	移行計画が医療法人の社員総会において議決されたものであること
	②移行計画が有効かつ適切なものであること	移行計画(移行法人類型見込、移行に向けた取組内容、移行に向けた検討体制等)が持分のない医療法人への移行をするために有効かつ適切なものであること
	③移行期限が認定日から起算して5年を超えないこと	移行計画に記載された移行期限が認定日から起算して5年以内であること
運営の適正性要件	④社会保険診療等の割合基準(80%超基準)	社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種に係る収入金額、助産に係る収入金額、介護保険法の保険給付に係る収入金額、障害福祉に係る収入金額の合計額が全収入金額の80%を超えること
	⑤自費患者に対する請求方法の規制	自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準であること
	⑥医業利益の制限(事業収益 \leq 事業費用 \times 1.5)	医療診療収入 \leq 患者等のために直接必要な経費 \times 1.5
	⑦医療法人関係者に対する特別の利益供与の禁止	社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者に対し、特別の利益を与えないこと ※医療法人関係者とは、上記の者の配偶者又は3親等以内の親族等をいう
	⑧営利事業を営む者等に対する特別の利益供与の禁止	株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人もしくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為をしないこと(公益法人等に対する一定の利益供与を除く)
	⑨理事、監事に対する報酬等の支給基準	理事及び監事に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額とならないような支給の基準を定めていること
	⑩遊休財産の保有制限	会計年度の末日における遊休財産額が、本来業務事業損益に係る事業費用の額を超えないこと
	⑪法令違反	法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと